

令和３年度における東北地区の下請法の運用状況等について

令和４年６月２１日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

第１ 下請法の運用状況

１ 定期調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、東北事務所管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,794名（製造委託等^{（注１）}2,335名、役務委託等^{（注２）}1,459名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者11,000名（製造委託等7,212名、役務委託等3,788名）を対象に実施した（第１表参照）。

（注１）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注２）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第１表 定期調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全 国	東 北	全 国	東 北
令和３年度	65,000	3,794	300,000	11,000
製造委託等	37,280	2,335	169,318	7,212
役務委託等	27,720	1,459	130,682	3,788
令和２年度	60,000	3,700	300,000	11,000
製造委託等	36,128	2,273	196,879	7,916
役務委託等	23,872	1,427	103,121	3,084
令和元年度	60,000	3,600	300,000	12,200
製造委託等	35,810	2,218	200,190	9,373
役務委託等	24,190	1,382	99,810	2,827

２ 下請法違反被疑事件の処理状況

（１）下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第２表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は382件（製造委託等244件、役務委託等138件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが380件（製造委託等242件、役務委託等138件）、下請事業者等からの申告によるものが2件（製造委託等）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は380件（製造委託等243件、役務委託等137件）であり、全件について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数 ^(注)				処 理 件 数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措 置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	東北	380	2	0	382	0	380	380	0	380
	製造委託等	全国	5,384	61	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
	東北	242	2	0	244	0	243	243	0	243
	役務委託等	全国	2,985	33	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
	東北	138	0	0	138	0	137	137	0	137
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	東北	373	6	0	379	0	380	380	3	383
	製造委託等	全国	5,450	59	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	東北	251	5	0	256	0	257	257	3	260
	役務委託等	全国	2,841	42	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	東北	122	1	0	123	0	123	123	0	123
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	東北	379	5	0	384	0	377	377	7	384
	製造委託等	全国	5,725	100	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	東北	234	4	0	238	0	232	232	6	238
	役務委託等	全国	2,635	55	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	東北	145	1	0	146	0	145	145	1	146

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為類型別にみると、合計で693件となっており、このうち、製造委託等に係るものが428件、役務委託等に係るものが265件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は319件（類型別件数の合計の46.0%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが205件、役務委託等に係るものが114件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は374件（類型別件数の合計の54.0%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が240件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の64.2%）、②下請代金の減額が57件（同15.2%）、③買ったたきが46件（同12.3%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は223件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が144件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の64.6%）、②下請代金の減額が30件（同13.5%）、③買ったたきが23件（同10.3%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は151件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が96件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の63.6%）、②下請代金の減額が27件（同17.9%）、③買ったたきが23件（同15.2%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反			実 体 規 定 違 反													合計
		書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割戻困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和3年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011	
	東北	270	49	319	2	240	57	0	46	1	1	9	13	5	0	374	693	
	製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
		東北	179	26	205	1	144	30	0	23	0	1	9	12	3	0	223	428
	役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
		東北	91	23	114	1	96	27	0	23	1	0	0	1	2	0	151	265
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916	
	東北	267	49	316	2	242	71	1	50	4	2	8	13	2	0	395	711	
	製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
		東北	184	36	220	2	154	53	1	26	2	2	8	9	0	0	257	477
	役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
		東北	83	13	96	0	88	18	0	24	2	0	0	4	2	0	138	234
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528	
	東北	293	39	332	0	190	30	1	35	1	3	10	2	28	0	300	632	
	製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
		東北	184	26	210	0	96	16	1	20	1	2	10	1	21	0	168	378
	役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
		東北	109	13	122	0	94	14	0	15	0	1	0	1	7	0	132	254

(注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務の違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和3年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者4名^(注)から、下請事業者15名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額約256万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者2名から、下請事業者2名に対し、約225万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	東北	2名	2名	225万円
令和2年度	全国	71名	3,858名	3億7155万円
	東北	4名	38名	104万円
令和元年度	全国	104名	4,087名	17億6191万円
	東北	2名	87名	8万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者2名から、下請事業者13名に対し、約31万円の遅延利息が支払われた(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	東北	2名	13名	31万円
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	東北	7名	60名	558万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	東北	5名	140名	158万円

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和3年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和3年度においては、東北事務所では7回の講習を実施し、うち4回はオンライン形式の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っているところ、今年度の下請取引適正化推進講習は、講習会動画又はオンラインにより実施している。

令和3年度においては、東北事務所では講習会動画で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和3年度においては、東北事務所では173件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和3年度においては、東北事務所では2か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和3年度における東北事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は17名である。

令和3年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和3年度においては、東北事務所では3回の出講を実施した。

令和3年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 板金加工等を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者へ責めに帰すべき理由がない不合格品が発生した場合、自社が行う不良箇所の修正完了日を支払期日の起算日としているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 金型の製造を下請事業者へ委託しているB社は、「毎月末日検収締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 機械部品の加工を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- ② 機械部品の加工を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者との間で、下請代金を手形で支払う場合の手形郵送料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、手形郵送料を下請代金の額から減じていた。
- ③ 金属製品の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者に対し、「請負作業調整費」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

3 買いたたき（第4条第1項第5号）

- 複合機の附属品の製造を下請事業者へ委託している製造会社F社は、新型コロナウイルス感染症の影響により下請事業者への発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。

4 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 機械部品の加工を下請事業者へ委託しているG社は、取引先から貸与された金型を下請事業者へ貸与して部品の加工を委託しているところ、長期間使用されない金型を無償で保管させていた。